

令和2年4月1日  
理事長決定

## 介護職員等処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る手当の支給要領

### (趣旨)

この要領は、介護職員等処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る手当の支給について必要な事項を定める。

### (対象者)

1 処遇改善加算に係る手当の支給対象者は次のとおりとする。

- (1) 就業規則第2条第1項に規定する職員のうち給与規則第12条に規定する「介護職員」の職種の者で、利用者に対して直接介護及び支援を行う者。
- (2) パートタイマー就業規則第2条に規定する職員及び嘱託職員のうち介護職員として採用された者。
- (3) (1)、(2)の対象者のうち、この要領で定める支給期間に勤務している者。  
ただし、幹部職員・役付職員は対象としない。

2 特定処遇改善加算に係る手当の支給対象者は次のとおりとする。

(1) 経験・技能のある介護職員

- ① 国の定める加算算定サービスに従事していること
- ② 対象職種「介護職員等」
- ③ 当法人内において、常勤で介護業務等に10年以上従事した職員
- ④ 技能となる資格は次のとおりとする

サービスの種類	有する資格
介護保険サービス	介護福祉士
障害福祉サービス	介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士 保育士・サービス管理責任者・サービス提供責任者・心理指導担当職員（公認心理士含む） 児童発達支援管理責任者

(2) 他の介護職員

上記(1)の①②に該当し、③④のいずれか又は両方の項目を満たさない職員。

(3) その他の職員

上記(1)(2)以外の職員。

ただし、幹部職員・役付職員は対象としない。

(支給額)

- 3 処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る手当の支給額は次のとおりとする。
- (1) 週 40 時間勤務の者については、加算予定額から社会保険料負担額を控除した額をもとに支給予定月割額の算定を行い支給することとし、実処遇改善加算額と月割支給額と差額については、賞与支給時等に清算することとする。なお、夜勤手当及び早出・遅出手当を支給している施設においては、当該手当に一定額を加算することができることとする。
- (2) 特定処遇改善加算に係る手当の配分比率については、次のとおりとする。

支給対象者	配分比率
経験・技能のある介護職員	4
他の介護職員	2
その他の職員	1

※ただし、年間給与が 440 万円以上の者には支給しない。  
また、特定処遇改善手当を加えた年間給与が 440 万円を超える分については支給しない。

- (3) 勤務時間が週 40 時間未満の者については、実労働時間に応じた金額を支給することとする。

(支給方法)

- 4 支給方法は以下のとおりとする。
- (1) 処遇改善加算  
毎月の支給（翌月に実績として支給）
- (2) 特定処遇改善加算  
年 2 回の一時金として支給 12 月（4 月～9 月）、5 月（10 月～3 月）

(支給額・支給方法の見直し)

- 5 次の場合は、支給額、支給方法を変更する場合がある。
- (1) 今後、当法人内で資格取得者や経験年数 10 年以上の職員が増加し、加算収入総額の再配分が必要となる場合。
- (2) 報酬改定、入所の変動による加算収入総額や職員の採用・退職による加算支出総額の増減により、加算支出総額が加算収入総額を下回る場合。
- (3) 施設長会において、その他見直しの必要性について検証され決議された場合。